

総務財政委員会	
令和3年1月15日	
区民部	資料1番
所管	戸籍住民課

大田区の面積の変更について

大田区の面積は、従前から国土交通省国土地理院が公表する「全国都道府県市区町村別面積調」の数値を用いて公表している。このたび、国土地理院から大田区の面積が変更となる通知があったので、下記のとおり大田区の面積を変更する。

記

1 大田区的面積

60.83 k m²から 61.86 k m²に変更する。

2 公表方法

大田区ホームページ及び大田区報2月1日号でお知らせする。

3 刊行物等への使用

各所属で作成する面積の記載のある刊行物等については、新面積を使用する。